

(1) 「開始価格」とは、各違反行為の開始時のその時における価格、「最高価格」とは、各違反行為終了後、1月を経過するまでの間の最も高い価格、「最低価格」とは、各違反行為終了後、1月を経過するまでの間の最も低い価格を表す。

(2) 備考欄のAは「違反者が違反行為の開始時に有価証券を有しないで売付けしていた場合」、Bは「違反行為に係る売付数量が買付数量を超えた場合」を表す。

(3) 着色部分は、売買対当数量について、自己の計算による有価証券の売付け等の価額から自己の計算による有価証券の買付け等の価額を控除した額の計算過程を表す。

(単位:円、株)

銘柄コード	銘柄	年月日	時間 (hh:mm:ss ～hh:mm:ss)	開始価格	最高価格	最低価格	売付け等の価額及び買付け等の価額等								イーロ=ハ	
							売付け等の価額…イ				買付け等の価額…ロ					
							数量	価格	金額	備考	数量	価格	金額	備考		
							100	3,750.0	375,000							
							100	3,750.0	375,000							
							100	3,760.0	376,000							
							100	3,760.0	376,000							
							100	3,760.0	376,000							
							100	3,760.0	376,000							
							100	3,760.0	376,000							
							100	3,755.0	375,500							
							158,400		595,204,710		158,400		592,400,960		2,803,750	
							100	3,753.0	375,300		100	3,000	300,000	B	75,300	
														小計	2,879,050	